

## 好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金 審査要領

### (目的)

第1条 この審査要領は、好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金実施要領(以下、「実施要領」という。)第7条第2項の規定に基づき、好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、採択事業の決定に関し適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる者とし、秋田県産業労働部長が委嘱する者をもって構成する。委員は5人以内とする。

- (1)秋田県産業労働部商工業振興課輸送機産業振興室長
- (2)秋田県 産業技術センターに属する者
- (3)公益財団法人あきた企業活性化センターに属する者
- (4)学識経験者(大学教員等)
- (5)金融機関に属する者

### (審査の方法)

第3条 審査は、申請者から提出された採択申請書及び事業計画書のほか、知事が必要と認める書類の内容について書類審査により行う。

### (審査項目等)

第4条 第3条の規定による審査における審査項目、配点及び審査の視点は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (審査基準)

第5条 前条の規定による審査項目ごとの評点については、別表第2に掲げるとおりとする。

2 委員は、前条の規定による評点の根拠となる審査項目ごとの意見及び総合意見を審査票に記述するものとする。

- 3 各委員の審査合計点の平均に少数第二位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 各委員の審査合計点の平均が21点に達した場合には、採択を受けようとする企業の事業計画について、実施要領第8条の規定による採択の対象とする。
- 5 次に該当する事業については、特に優先的に採択するものとする。
  - (1) 「取引広がる！輸送機産業マッチング促進事業」で実施する個別商談会に参加した企業が申請する事業
  - (2) 本補助金の交付を受けたことがない企業が申請する事業

(補則)

第6条 この要領で定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

審査項目	配点	審査の視点
事業の目的と取組の具体的内容	5点	事業の目的や課題が明確であり、取組について具体的に計画されているか。
研究開発の必要性	5点	研究開発の必要性は、市場のニーズ等に対して適切か。
事業期間で設定する特性・目標値の適切性	5点	事業期間において設定する特性や目標値に合理性があり適切か。
事業実施体制	5点	事業遂行に必要な十分な実施体制が構築されているか。
受注等の可能性	5点	受注又は生産性向上等に向けた見通しに具体性があるか。
事業実施スケジュール	5点	事業を遂行するにあたり、適切なスケジュールを組んでいるか。
事業経費の妥当性	5点	研究開発のために、適切な経費が計上されているか。

※上記のほか、審査要領第5条第5項に該当する事業については、それぞれ5点加算するものとする。

別表第2（第5条関係）

点数	基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	明らかに劣っている